

# 昭和報

4  
2022  
No.534

思い出胸に  
輝く未来へ

表紙  
押原中学校卒業式

## 目次

令和4年度 所信表明	P2~5
健診申し込み案内	P6~7
各種お知らせ（ホームページリニューアルほか）	P8~15
各種たより（教育昭和、環境経済通信ほか）	P16~23
暮らしの情報／短歌ほか	P24~27
みんなの広場（わが家のアイドル、みんなの食育ほか）	P28

令和4年4月1日発行

町の鳥：ひばり 町の花：れんげ 町の木：おとめ椿

まちの動き 3月1日現在（前月比）

人口	20,874人 [726] (-23 [- 4])	※内、[ ]は外国人数
男	10,487人 [301] (- 7 [+ 3])	※平成24年7月9日
女	10,387人 [425] (-16 [- 7])	から人口・世帯数は
世帯数	9,248戸 [334] (-14 [± 0])	外国人住民を含んだ数

# 豊かなまちの誇りを

## 次の半世紀へ



3月3日(木)から18日(金)まで「令和4年昭和町議会第1回定例会(3月)」が開催されました。塩澤町長は、「豊かなまちの誇りを次の半世紀へ」をキーワードに、誠心誠意、町政運営に取り組んでいくと所信表明いたしました。また、令和4年度の施策の概要を明らかにしました。

演説の主な内容は、次のとおりです。

### 令和4年度所信表明

本日ここに、令和4年昭和町議会第1回定例会の開会にあたり、貴重なお時間をお借りいたしまして、私の所信の一端と令和4年度における主な施策の概要を申し上げ、議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく存じます。

まず初めに、私は平成31年2月に町民の皆さまから町政運営を託され、令和4年度はその任期における最終年にあたります。これまでの3年間、議会、区長会をはじめとする各種団体及び町民の皆さまなど大勢の方々には、公約に掲げた施策の実現に対し、絶大なるご支援とご協力を賜りましたこと、この場をお借りして、感謝申し上げます。

況が続き、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況下において、先行きは不透明となっております。

本町の財政状況におきましては、当初、法人町民税の税制改正並びにコロナ禍の影響による町税等の減収が見込まれておりましたが、税率の引き下げによる影響はあるものの、工業団地内の製造業における企業業績の回復などにより、税収については増加見込みとなっております。しかし、一方で、社会保障費などの扶助費を含む民生費や教育費等の予算が年々増加傾向にあり、また公共施設の再編整備や公共インフラの整備、維持管理など、多くの財源を必要とする大型事業も今後予定されており、中長期的な視点での財政運営が喫緊の課題であると言えます。

そこで、第6次総合計画で目標に掲げた「未来への魅力あふれる昭和町」暮らしやすさ一番を目指して「の実現に向け、多種多様化する町民ニーズに的確にこたえられるよう、現在、策定を進めている「第5次行財政改革大綱」の方針に沿い、事務事業を効率的・効果的に展開し、持続可能で健全な財政運営を目指してまいります。

令和4年度予算編成は、これらの状況を踏まえまして、現況の優先課題において、事業内容を精査するとともに、経常経費を含めた歳出抑制は継続しつつ、財源確保においても補助金、交付金制度を有効活用し、町民サービスの維持に努

新型コロナウイルス感染症の感染状況におきましては、一旦は落ち着きを見せていたものの、オミクロン株の市中感染が確認されて以降、これまでにないスピードで感染が拡大しており、さらに感染力が強いと言われているオミクロンの派生株である「B.A.2」の感染も確認されるなど、依然として予断を許さない状態が続いております。

町では、これまでも町民の皆さまの健康と暮らしを守るため、ワクチン接種に加え、マスクの着用、手洗いや消毒、3密を避ける行動など基本的な感染症対策の実施や不要不急の外出の自粛などを呼びかけ、最近では家庭内における感染予防の徹底についてもお願いをしていくところであり、引き続き、町民の皆さまの命を守るため、万全な体制で感染予防対策に努めてまいります。

めるものとなりました。この基本方針のもと編成した新年度一般会計予算は、前年度比3・0%増の84億8,274万9千円となりました。「中学校増築工事に係る事業費」、「道路整備事業費」、「地区公会堂建設関連事業費」、「ふるさと納税に係る事業費」などの予算確保が主な増額要因であります。本町の持続可能な成長のため、限りある財源を有効に活用できるよう予算執行を行いたいと思っております。

### 主要な事業

令和4年度における主要な4つの事業について、その概要を説明させていただきます。

まずは、「新型コロナウイルス感染症に関連した事業」であります。

先ほども申しましたが、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症であります。この状況の中、これまでの間、新型コロナウイルスの感染リスクを抱えながらも、最前線で奮闘していただいている医師や看護師など医療従事者の皆さま方には、心から敬意と感謝を申し上げます。

現在、本町では、3回日のワクチン接種について、国からの方針が示されたこと、及び感染予防や感染後の重症化予防などの効果を鑑み、接種間隔を最短の6カ月に前倒しし、実施しております。

こうした中、先日開幕した北京オリンピックや、昨年開催された東京2020オリンピック・パラリンピックでは、日本人選手のメダル獲得数が過去最高を記録するなど、その活躍に胸を熱くさせられました。特に、スケートボードやスノーボード、フィギュアスケートなど多くの競技で若い選手の活躍が目立ち、日本の将来を担う若い力の躍進に心強さを覚えたところであります。

また、全日本バレーボール高等学校選手権大会、通称「春高バレー」では、本県代表の日本航空高校が全国制覇の偉業を達成し、私たちに明るい話題を提供してくれました。私は、ご存じのとおり、スポーツ少年団のバレーボールの指導を20年ほど行っております。それだけに万感胸に迫る思いで応援しております。だが、選手たちがお互いをフォローしつ

加えて、3月7日からは5歳から11歳の希望するお子さんへの小児接種も始まります。私は、基本的な感染予防対策の徹底と3回のワクチン接種が収束への近道であると考えております。一日でも早い収束のため、引き続き、町内医療機関の皆さま方のご協力を賜り、全庁体制で、町民の皆さまの命と暮らしを守るため、安全に安心して接種できる体制整備と正確な情報提供に努めてまいります。

また、国の施策である子育て世帯への給付金事業につきましては、受給者のニーズに柔軟に対応するなどし、非課税世帯等への給付金事業とともに迅速に事務を進めております。

地域経済の活性化や町民の皆さまへの経済的支援を目的として実施した「3活プレミアム付商品券事業」は、利用者の利便性向上と最大限の効果が得られるよう使用期限を1カ月延長するなど対応いたしました。

令和4年度におきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染動向を見据え、国や県の動向を注視するとともに、効果のある支援策を、適切なタイミングで講じてまいりたいと思っております。議員の皆さま方のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「公共施設の再編に関連した事業」であります。

町の公共施設の将来的なあり方について、町民の皆さまからご意見を伺う機会として予定しております(仮称)公共

つ、チーム一丸となって強豪校に対峙し勝ち抜く姿に、大きな勇気と感動をもらうとともに、努力を続けることの大切さと努力は報われるということを改めて感じたところであります。

### 予算編成方針と 令和4年度予算の概要

それでは、昭和町の財政状況と予算の編成方針、並びに令和4年度予算の概要についてご説明いたします。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきたわが国の経済状況は、製造業など一部で企業業績が回復傾向にあり、今後のさらなる景気回復が期待されるところでありますが、依然として、飲食業、観光業など人流抑制の影響を受けやすい業種においては厳しい状

施設のあり方検討会」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで開催することができない状態となりました。私は、役場をはじめとする公共施設とは、町民の皆さまにとって、安心して利用できる施設であり、かつ使いやささ、親しみやすさを感じてもらえる施設でなければならぬと考えております。そのためにもなるべく多くの町民の皆さまからご意見を伺う機会を設けたうえで、相互理解に努め、感染状況を見極めながら、公共施設の再編に向けた取組を進めてまいります。

次に、「子育て支援医療費助成事業の拡充」であります。

本町では、これまでも妊娠、出産、保育、義務教育等、切れ目のない子育て支援策の充実に努めてきた結果、「子育てしやすいまち」として、広く認識されてきたと考えております。

新型コロナウイルスが長期化する中、子育て世帯を取りまく環境は大変厳しい状況であります。町では、子育て世帯の経済的負担の軽減とさらなる支援の拡充を図る必要性を鑑み、また、議会からも「子ども医療費の対象年齢の拡充」について政策提言をいただいたことを受け、子育て世帯の経済的負担の軽減とさらなる支援の拡充について検討してまいりましたが、子育て世帯が安心して子育てできる環境を充実させるため、令和4年10月から、子育て支援医療費無償化の対象年齢を現行の15歳から18歳に

拡充してまいります。

最後に、昭和玉穂中央通り線及び町道124号線などの「道路整備事業」であります。

今年度当初に、かねてから念願でありました町道30号線のアルプス通りとの接続工事を完成させ、全線が開通いたしました。これにより本町の北部地域の交通利便性の向上が図られたところであります。

昨年より事業用地の取得を開始している「昭和王穂中央通り線整備事業」は、町内中心部を南北に繋ぎ、主要地方道のアクセス向上が図られることや、将来的にはリニア新駅とのアクセスにより、地域経済活性化が大きく期待されます。また、西条・昭和インター線から国母工業団地を抜け、リニア新駅へのアクセス道路として地域経済の発展が見込める「町道124号線道路改良事業」においては、今年度用地測量及び詳細設計等を行い、令和4年度から事業用地の取得を開始いたします。

道路整備事業は、交通の利便性の向上に加え、幹線道路との連結により、人や物の流れを生むことで賑わいのある町を創出し、災害時には復旧活動や輸送道路としても活用でき、地域防災力の向上にも寄与するなど、様々な効果が期待されます。本町のさらなる暮らしやすさ向上のため、計画的かつ効率よく、着実に整備を進めてまいります。

の利用料の平等化のため、認可外保育者へ利用している保護者への助成を行い、負担軽減を図ります。  
母子保健事業を活用し、子どもの疾病や障がいを早期に見察するため、これまでの視力検査に加え、新たに屈折検査を導入いたします。

### 3 地域経済の発展

次に「地域経済の発展」実現に向けた取組であります。

新型コロナウイルス感染症が地域経済に及ぼす影響は大きく、現在実施している3回目のワクチン接種等の効果に大きく期待するところであります。町といたしましては、第6次総合計画後期基本計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って、地域経済の発展に寄与する事業を実施できるよう検討してまいります。

商工会と連携し、地域の商工業事業者の活性化、育成などを進めてまいります。今年度、利用しやすい制度へと改正いたしました小口資金融資制度をはじめ、小口融資の保証料の補助や小規模事業者への利子補給により、引き続き、事業者支援を図ってまいります。

今年度の本町のふるさと納税は、過去最高の寄附額を記録しております。ふるさと納税は、町の貴重な財源の確保とともに地場産品と言われる昭和町の特産品の魅力を全国へPRできるものであり、販路拡大などによる事業者支援にも

## 具体的諸施策 「4つの柱」

続いて、私の掲げる4つの柱であります「教育環境の充実」「社会福祉の充実」「地域経済の発展」「安全・安心なまちづくり」の分野ごとに説明させていただきます。

### 1 教育環境の充実

まず「教育環境の充実」実現に向けた取組であります。

町の将来を担う子どもたちの健やかな成長は、地域社会みんなの願いであり、あらゆる可能性を秘めた子どもたちの才能を伸ばすためにも、教育環境を充実させる必要があると考えております。

町内の小・中学校においては、25人学級や増加する児童・生徒数への対応が課題となっており、子どもたちの学習環境の整備を計画的に進める必要があります。今年度は、常永小学校の増築工事を実施し、先日、無事完成を迎え、児童の受入れを待つばかりとなりました。令和4年度は、押原中学校の増築工事に着手し、令和5年度の完成を目指してまいります。また、空き教室の使用に対応するためエアコンの整備を進めるとともに、校舎の老朽化対策にも適切に対応してまいります。これまで小・中学校の全教室は蛍光灯を使用しておりましたが、環境への配慮と光熱費などの経費の削減

### 4 安全・安心なまちづくり

最後に「安全・安心なまちづくり」実現に向けた取組であります。

本町は、その平坦な地勢と町内に大きな河川がないことから、比較的災害の少ない町として認識されておりますが、私たちの住む地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、また洪水ハザードマップによると想定浸水深が3mから5mという場所もあり、災害に対して注意を払う必要があります。

町では、町民の皆さまの生命、身体、財産を守るため、自主防災会や消防団と緊密な連携を図りながら、地域防災計画と今年度完成予定の国土強靱化計画により、防災面のさらなる強化を図ってまいります。また災害発生時は「自助」「共助」の力が大変重要なことから、すでに全戸配布してあります「防災マニュアル」の周知啓発に努めるとともに、地域の防災リーダーとして期待される防災士の資格取得にあたり助成を継続いたします。洪水に対しては、洪水ハザードマップによる想定浸水深を可視化し、災害に対する備えを促すため、浸水深表示板を設置いたします。

また、令和3年度事業として、町公式ホームページのリニューアルに取り組

減効果があるLED照明の導入に向け、調査設計を行います。

国のGIGAスクール構想により、児童・生徒へ一人1台整備いたしましたタブレット端末につきましては、今年度から運用を開始しておりますが、タブレット端末等のICT機器を有効活用し、さらなる情報教育の推進を図ってまいります。

基礎学力向上と居場所づくりを目的として開校いたしました土曜学習塾「ほたる學舎」は、年々参加者も増加しており、令和4年度も継続し、すべての子どもへの等しい学習機会の創出に努めてまいります。

小学校の水泳授業と町立温水プールの将来的なあり方の検討の一環として、民間スイミングスクールを活用した水泳授業を試行的に実施いたします。

総合型地域スポーツクラブを活用し、児童の体力向上と運動の習慣化を図る事業を展開するとともに、令和5年度から予定されている、教職員の働き方改革に伴う中学校の部活動の段階的な地域スポーツ化に対応するため、教育現場や子どもたちの最適なスポーツ環境の整備に向け、取り組んでまいります。

### 2 社会福祉の充実

次に「社会福祉の充実」実現に向けた取組であります。

本町は、県内において、令和3年4月現在、高齢化率が最も低い市町村であり、んでまいりましたが、間もなく完成を迎えます。これにより、これまで課題となっておりましたスマートフォンユーザーへの対応や運用面での作業の効率化、簡素化が図られ、迅速な情報発信をすることが可能となります。ホームページは危機管理上、非常に大切な情報発信ツールでありますので、多くの方に利用していただけるよう周知に努めてまいります。

従前から実施しております木造住宅の耐震化、ブロック塀撤去改修に加え、

## 100周年に向けて

以上、令和4年度における主要事業と4つの柱に関連した施策の概要をお示しさせていただきました。

私たちの住むこの地球上では、現在、気候変動や貧困、紛争、人権、教育、福祉など様々な課題に直面しております。今を生きる私たちには、このような課題の解消に努め、将来を担う若い世代が安心して安全に生活できる環境を維持していく責務があり、そのためにSDGsの理念に沿った取り組みが求められております。本町においても、国際社会の一員として、その責任を果たし、持続可能な社会の実現に向けてSDGsを意識した取り組みに努めてまいります。

昨年、町制施行50周年を迎えた本町に

ますが、令和4年1月末の高齢化率は19・33%で、昨年と比べて約0・2ポイント増加しており、緩やかに高齢化が進んでいると言えます。「人生100年時代」を迎え、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけることが理想であり、そのためにも高齢者福祉や介護、障がい児者関連の施策については、現在、計画期間中である「第9次高齢者保健福祉計画」「第8期介護保険事業計画」及び「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児者福祉計画」「第5次障がい者計画」などの計画、並びに国・県の施策に沿った事業を継続することで福祉の向上に努め、高齢者や障がい者をはじめ誰もが安心して暮らせるまちを目指してまいります。

子育て支援といたしましては、本町はこれまで妊娠前から子育て期における、切れ目のない、きめ細かい支援体制を構築しており、様々な相談に対応してまいりました。引き続き本県ゆかりのキャラクターを子育て応援大使に活用することで、親しみやすく、訪問しやすい環境づくりに努めてまいります。また、新たに子ども家庭総合支援拠点を開設し、要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図ってまいります。地域への保育ニーズに対応するため、小規模保育施設の公募を行い、施設の整備、開設に対し支援を行っております。引き続き、保育環境の充実に努めてまいります。認可保育施設に入所している世帯と

空き家の倒壊などを防ぐため、新たに「空家等除却費用補助金」を創設し、災害に強いまちづくりを推進いたします。  
交通事故や犯罪のない町づくりを推進するため、町内二つの交番と連携する中で、関係団体の活動を支援するとともに、通学路の安全管理と交通安全施設の整備に努めてまいります。また、高齢者を狙った電話詐欺など巧妙かつ多様化する特殊詐欺についても、町民の皆さまが被害にあわないよう啓発活動に努めてまいります。

とって、令和4年度は、次の半世紀、いわゆる町制施行100周年に向けたスタートの年にあたります。50年後の本町のさらなる発展を見据えたくうえで、今できることを着実に実施し、「本町の持続可能な成長と「新化」するまち」の実現に向け、「豊かなまちの誇りを次の半世紀へ」をキーワードとして掲げ、子どもから高齢者まですべての町民の皆さまにとって暮らしやすさを実感でき、「住んでよかった」「このまま住み続けたい」と思ってもらえるよう、全力で町政運営に取り組んでまいりますので、議会をはじめ町民の皆さまには、より一層本町の発展のため、「ご理解とご協力をお願い申し上げます。令和4年昭和町議会第1回定例会における所信表明並びに施政方針といたします。

令和4年3月3日

昭和町長 塩澤浩

# コロナ禍でも 特定健診・がん検診は必要です！

問い合わせ  
うきいき健康課 (0275・8785)



コロナ禍により、がん検診の受診者数が減少しており、進行した状態でがんが発見されることが心配されています。あなたの命を守る健診(検診)をぜひ受診しましょう！

- 3つの健診から選べます。
- 個別センター健診
- 集団健診
- 人間ドック

- 各種健診(検診)の申し込み方法
- 郵送される案内冊子の専用ハガキにて申し込み
- 申込締め切り 4月21日(木) 当日消印有効

## 個別センター健診

- 自分の都合に合わせて受診日を予約できる
- 胃部内視鏡が選べる

など、集団健診にはないメリットもあります。ぜひ、皆さんの健康にお役立てください。

○対象者 令和5年3月31日時点で40歳以上の町民の方

種類	自己負担金	検査内容
基本健診(特定健診)	無料	診察・血液検査・腹囲測定・尿検査など
胃がん検診	8,000円	上部消化器を内視鏡にて検査
	2,500円	上部消化器をX線にて直接撮影(より精度の高い検査)
大腸がん検診	500円	2日分の便による潜血反応検査
肝がん検診	500円	超音波による肝臓・胆のう・腎臓・膵臓などの検査
肺がん検診(65歳未満)	500円	胸部レントゲン検査
結核検診(65歳以上)	無料	胸部レントゲン検査
胃がんABC検診	1,000円	血液検査で胃がんになるリスクを検査

乳がん検診、子宮がん検診などのオプション検査もあります。

※年齢や条件により受診できる項目が異なりますので、詳しくは4月上旬に郵送される案内冊子をご覧ください。

## 集団健診

- 近くの総合会館で気軽に受けられる
- 日曜日実施している

○対象者 令和5年3月31日時点で30歳以上の町民の方

種類	自己負担金	検査内容
基本健診(特定健診)	無料	診察・血液検査・腹囲測定・尿検査など
胃がん検診	500円	胃部レントゲン検査(バリウム)
大腸がん検診	500円	2日分の便による潜血反応検査
肝がん検診	500円	超音波による肝臓・胆のう・腎臓・膵臓などの検査
肺がん検診(65歳未満)	500円	胸部レントゲン検査
結核検診(65歳以上)	無料	胸部レントゲン検査
ココモ予防検診	無料	骨密度装置によるX線スキャン検査
もの忘れ健診	無料	コンピューターによる質問検査
胃がんABC検診	1,000円	血液検査で胃がんになるリスクを検査

※年齢や条件により受診できる項目が異なりますので、詳しくは4月上旬に郵送される案内冊子をご覧ください。

詳しくはこの通知で確認！



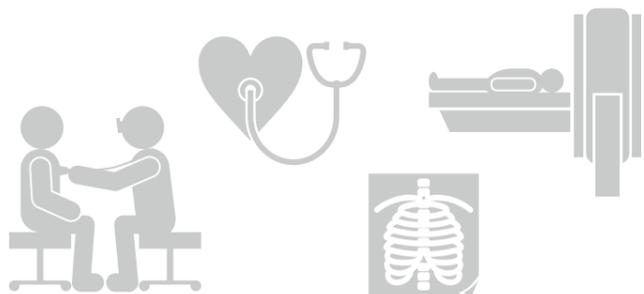
## 健診会場 厚生連健康管理センター

### 健診バッグについて

町より送付される利用券の案内とともに、厚生連に受診日の予約をしてください。後日、厚生連より健診バッグが送付されます。

### 注意事項

- 個別センター健診を受ける女性の方は、乳がん検診や子宮がん検診も同日に受診できます(時間帯指定あり)
- もの忘れ検診は個別センター健診では受診できません。
- 送迎バスはありませんので、ご注意ください。



## 健診会場 昭和町総合会館

### 【健診日程】

実施日	対象地区
7月1日(金)	西条二区
3日(日)	休日健診(西条地区優先)
4日(月)	上河東・上河東二区
5日(火)	押越
6日(水)	西条新田
7日(木)	築地新居・飯喰
8日(金)	河西
10日(日)	休日健診(押原・常永地区優先)
11日(月)	河東中島・紙漉阿原
12日(火)	清水新居
13日(水)	西条一区

### 健診バッグについて

健診を申し込まれた方には、後日「健診バッグ」をお送りします。6月25日頃までに健診バッグが届かない場合は、お手数ですが、うきいき健康課までご連絡ください。

### 注意事項

- 電話での申し込み、締め切り後の申し込みはできません。
- できるだけ対象地区の日にお申し込みください。ただし都合が悪い場合は対象地区以外の日でも申し込みできます。
- 日曜日は大変混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

## 人間ドック

### 昭和町国保人間ドック

○定員 600人

### ○対象者

「国民健康保険」に加入の方で令和4年4月1日現在35歳以上かつ人間ドック受診時に75歳未満の方(保険税に未納のない方に限る)



### 社保節目人間ドック

○定員 200人

### ○対象者

「社会保険」に加入の方で令和5年3月31日現在で35・40・45・50・55・60・65歳の方



### 受診施設(次のいずれか)

- 山梨県厚生連健康管理センター
- 石和温泉病院クアハウス石和

### 自己負担金 1万5000円

### 受診できる期間

令和4年6月13日(月)～令和5年1月31日(火)

※平日のみ

### 注意事項

国保人間ドック・社保節目人間ドックは、受診希望者が定員を超えた場合は、抽選となります。抽選に外れた場合は、集団健診または個別センター健診に変更できます。

【問い合わせ】町民窓口課 (0275・8264)

【問い合わせ】うきいき健康課 (0275・8785)

番号	基準地の所在			評価額 (円/m <sup>2</sup> )	用途地区
	大字	小字	所在地の目安		
49	清水新居	宮の上	甲府市境アルプス通り沿い	49,000 =	普通商業地区
50	清水新居	沖田	沖田公園付近徳行三丁目清水新居線沿い	42,300 =	
51	清水新居	沖田	妙全寺付近上石田一丁目西条線沿い	42,900 =	
52	西条	北河原	甲府バイパス交差点付近上石田一丁目西条線沿い	42,400 =	
53	清水新居	村中	甲府市境昭和通り沿い	46,600 ↓	
54	西条	北河原	甲府昭和高校入口交差点国道 20 号沿い	49,900 =	
55	西条	馬籠	甲府南アルプス線付近	33,600 =	
56	西条新田	北河原	甲府南アルプス線中央道ボックス付近	40,400 =	
57	西条	才神	浄慶寺北側昭和バイパス沿い	45,200 =	
58	西条	前切	旧東部農協西条支所南側昭和バイパス沿い	43,700 =	
59	西条	清水尻	国母駅入口交差点甲府市川三郷線沿い	36,300 ↓	
60	西条	長登路	国母駅入口バス停付近甲府市川三郷線沿い	36,100 =	
61	西条	山宮地	国母駅前通り沿い	35,000 =	
62	西条	立石	昭和水源資材置場付近押越西条新田線沿い	39,600 =	
63	西条	姥川	昭和水源付近押越西条新田線沿い	39,300 =	
64	押越	上河原	南消防署昭和出張所昭和バイパス沿い	42,500 =	
65	押越	大西	押原小学校西側昭和バイパス沿い	41,400 =	
66	押越	新田前	押越新田集会所西側甲府市川三郷線沿い	34,700 =	
67	紙漉阿原	サツ平	押越バス停甲府市川三郷線沿い	33,100 =	
68	河東中島	熊の宮	山梨みらい農協昭和支店西側甲府市川三郷線沿い	32,500 =	
69	河東中島	西国田	押原小井川交番南昭和玉穂線沿い	32,500 =	
70	築地新居	新居前	源光寺南側 200m 町道 527 号線沿い	27,700 =	
71	築地新居	新居前	源光寺南西 100m 甲斐中央線沿い	28,900 =	
72	飯喰	屋敷添	天理教付近町道 527 号線沿い	31,900 =	
73	河西	村内	法界寺北側 100m 町道 527 号線沿い	30,300 =	
74	飯喰	村西	昭和バイパス飯喰交差点西側付近	46,400 =	
75	河西	村西	鍛冶新居橋北側昭和バイパス沿い	35,900 =	
76	河西	村西	法界寺西側旧田富町境昭和バイパス沿い	34,900 =	
77	河西	鶴住	大門寺南西側甲府市川三郷線沿い	31,000 =	
78	河西	大林	大林区画整理地東側旧田富町境甲府市川三郷線沿い	31,700 =	
79	築地新居	村前	釜無工業団地釜無グラウンド西側付近	10,600 =	
80	紙漉阿原	沖田	国母工業団地国母公園西側付近	12,100 =	
81	西条	中曽根	NTT コム山梨甲府ビル北側付近	37,500 =	
82	河東中島	山伏	町道 10 号線西側背後	28,300 =	
83	飯喰	屋敷添	イオンモール甲府昭和西側県道甲斐中央線沿い	46,000 =	
84	飯喰	金屋敷	イオンモール甲府昭和南側町道沿い	40,800 =	
85	河西	村内	常永小学校西交差点南側町道 527 号線沿い	32,500 =	
86	飯喰	中河原	イオンモール甲府昭和北側昭和バイパス沿い	49,000 =	

※「↓」「↑」は前年より評価額の上下があった基準地、「=」は前年同額の基準地

## 固定資産税台帳を縦覧できます

「固定資産税台帳」は、固定資産税課税の基礎となる土地・家屋の評価額が記載された台帳です。役場税務課窓口で、令和4年度に課税される土地・家屋の評価額を記載した「固定資産税台帳」を、次の期間、縦覧(閲覧)できます。

- 期 間** 4月1日(金)～5月31日(火)  
午前8時30分～午後5時15分[平日のみ]
- 場 所** 税務課
- 持 ち 物** 身分証明書
- 問い合わせ** 税務課 資産税係(☎275-8265)

## 令和4年度 標準宅地評価額

番号	基準地の所在			評価額 (円/m <sup>2</sup> )	用途地区
	大字	小字	所在地の目安		
1	清水新居	宮の上	家具団地南西付近	32,500 =	普通住宅地区
2	清水新居	沖田	沖田区画整理地区内	34,800 =	
3	清水新居	屋敷前	昭和インター北東側付近	32,900 =	
4	清水新居	小松田	長泉院北側 200m 付近	34,500 =	
5	清水新居	村中	清水新居公会堂付近	33,300 =	
6	清水新居	南河原	甲府バイパス北側付近	34,300 =	
7	西条	松ノ木	甲府昭和高校東南付近	44,900 =	普通商業地区
8	西条	清水	甲府昭和高校西側 200m 付近	36,800 =	普通住宅地区
9	西条	村前	西条小学校東側付近	36,800 =	
10	西条	神屋	神屋公園付近	36,800 =	
11	西条	山梨	義清神社南西 200m 付近	34,800 =	
12	西条	山宮地	国母駅北側 200m 付近	30,900 ↓	
13	西条	梅の木	国母駅前郵便局西側付近	34,300 =	
14	西条	梅の木	国母変電所西側付近	34,300 =	
15	西条	山宮地	国母駅南側付近	28,900 =	
16	押越	鎌田川端	中央道身延線ボックス南東側付近	25,800 =	
17	西条	清水	水道局グラウンド東側付近	30,400 =	
18	西条新田	村北	正覚寺付近	29,100 =	
19	西条新田	村前	西条新田公会堂南側 100m 付近	33,800 =	
20	西条	立石	西条小学校南西 100m 付近	32,600 =	
21	西条新田	村西道上	鎌田川西側旧竜王町境付近	22,900 =	
22	西条	穴田	昭和水源北西 200m 付近	25,000 =	
23	西条	姥川	西条二区第 2 公会堂北側 100m 付近	26,300 =	
24	築地新居	東河原	玉川団地南側付近	24,300 =	
25	押越	氏神	昭和町総合会館付近	26,100 =	
26	河東中島	村下	佛乗寺西側付近	24,500 =	
27	押越	上川瀬	上川瀬公園北東側付近	33,100 =	
28	押越	中川瀬	川瀬公園西側付近	33,800 =	
29	紙漉阿原	天白上	天白北側付近	31,500 =	
30	紙漉阿原	天白下	泉応寺南側 200m 旧玉穂町境付近	28,500 =	
31	押越	下村	山梨みらい農協昭和支店南東 100m 付近	23,300 =	
32	河東中島	川代	興善寺南側 100m 付近	22,700 ↓	
33	紙漉阿原	沼	湧水の里沼公園付近	21,900 ↓	
34	築地新居	村前	蓮華寺東側 200m 付近	22,800 =	
35	築地新居	大神	釜無公園グラウンド北北東 300m 付近	24,200 =	
36	築地新居	大神	釜無工業団地北側旧竜王町境付近	23,000 =	
37	飯喰	屋敷添	飯喰熊野神社西側付近	31,600 =	
38	河西	村西	常永 1 号公園南側付近	40,200 =	
39	飯喰	村西	釜無工業団地南側昭和バイパス西側付近	19,800 ↓	
40	河西	亀住	常永ゆめ広場西側付近	40,800 =	
41	河西	村内	法界寺北東 100m 付近	27,700 =	
42	河西	大林	河西公会堂南側 100m 付近	33,900 =	
43	河西	村西	昭田橋北西 100m 付近	30,200 =	
44	河西	大林	河西大林公園南側 200m 付近	33,600 =	
45	上河東	田之神田	上河東公会堂南側 100m 付近	31,100 =	
46	上河東	田之神田	常永団地北側 100m 付近	29,600 =	
47	上河東	横田	常永団地南側 200m 付近	28,200 =	
48	上河東	横田	常永駅南側付近	21,300 =	

# お知らせ 標準宅地評価額の

「固定資産税」は、土地・家屋・償却資産の所有者(毎年の1月1日現在の所有者)が、その資産価値に応じて納める税金です。  
 固定資産税は、資産の価格(適正な時価)に対して課税されます。また、資産価値の変動に対応した適正・公平な価格に見直すため、毎年、国で示す固定資産評価基準をもとに評価替えを行っています。  
 そこで、固定資産税の評価の適正な確保と、納税者の皆さまの評価に対する理解促進のため、修正した標準宅地の評価額を公開いたしますので、参考としてください。

# 山梨県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

## 後期高齢者医療制度改正により 窓口負担割合が変更になります

問い合わせ  
町民窓口課 後期高齢者医療係  
(☎275-8264)

### 1 窓口負担割合の変更について

令和4年10月1日から、医療費の窓口負担割合が1割負担の方のうち、一定以上の所得のある方は、負担割合が2割となります。



#### 対象者の判定要件

所得要件等			自己負担の割合
課税所得(※1)が145万円以上の被保険者(※2)及び同じ世帯の被保険者			3割(※5)
上記以外の方	世帯内のすべての被保険者が、課税所得28万円未満の方		1割
	世帯の被保険者数が1人の場合	「年金収入(※3) + その他合計所得金額(※4)」が200万円未満の方	1割
		「年金収入 + その他合計所得金額」が200万円以上の方	2割
	世帯の被保険者数が2人以上の場合	「年金収入 + その他合計所得金額」の合計が320万円未満の方	1割
「年金収入 + その他合計所得金額」の合計が320万円以上の方		2割	

- ※1 「課税所得」とは、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等を差し引いた後の金額です。
- ※2 「被保険者」とは、後期高齢者医療保険に加入している75歳以上の方と、65～74歳で一定の障がいのある状態であると広域連合が認定した方です。
- ※3 「年金収入」とは、遺族年金や障害年金以外の公的年金収入で、公的年金等控除を差し引く前の金額です。
- ※4 「その他合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。
- ※5 世帯の収入額が一定の要件に該当する場合、2割または1割負担となります。

### 2 被保険者証の交付・発送について

令和4年度は窓口負担割合が年度途中で変更となるため、以下のとおり被保険者証を交付・発送することを予定しています。

- 1回目：令和4年7月中旬発送(予定)  
有効期限が令和4年9月30日までの被保険者証を送付します。
- 2回目：令和4年9月中旬発送(予定)  
有効期限が令和5年7月31日までの被保険者証を送付します。



### 3 窓口2割負担の導入にかかる配慮措置の実施について

負担割合が1割から2割に変更となる方は、令和4年10月1日から3年間に限り、1か月の入院医療費を除く外来医療費の自己負担の増加額を3,000円までに抑える措置(配慮措置)が講じられます。

【例：外来医療にかかる1か月の医療費が50,000円の場合】

	窓口負担割合が1割の時 (負担額等の計算式)	窓口負担割合が2割の時 (負担額等の計算式)
外来医療に係る医療費	50,000円	50,000円
外来医療の窓口自己負担額	5,000円 (50,000円×1割)	10,000円 (50,000円×2割)
増加する自己負担額		5,000円 (10,000 - 5,000円)
配慮措置による支給額		2,000円 (5,000 - 3,000円)

例の場合、窓口負担割合が2割に変更することで、窓口での支払額が5,000円から10,000円となりますが、増加した自己負担額5,000円のうち、3,000円を超える2,000円は自己負担額の増加抑制措置によって、高額療養費として払い戻しされます。

なお、上述の高額療養費による払い戻しを遅滞なく行うため、配慮措置の対象となる方のうち、高額療養費の振込先がわからない方に対しては、令和4年9月(予定)に高額療養費支給のための申請書をお送りします。



### 4 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせについて

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等を受け付けるコールセンターが設置されています。

ご不明な点等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

(受付日時：月曜日から土曜日9:00～18:00 ※日曜日・祝日は休業)

# 軽自動車税（種別割）の減免制度について

令和4年度より軽自動車税（種別割）の減免制度が一部改定になります。

申請期間は、毎年4月1日から、軽自動車税（種別割）納期限の7日前までです。

令和4年度は、令和4年4月1日（金）から5月24日（火）までです。ただし、災害減免については納期限日（5月31日）までです。車両や標識番号に変更があった場合も、新規に申請が必要です。判定日は4月1日です。ただし、災害減免は納期限までの発生日が判定日となります。

## 障害者等減免

身体障害者または、精神障害者、療育手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方が所有する軽自動車（身体障害者等と同居及び生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む）で、別表の対象者等について申請する事により、軽自動車税（種別割）が減免されます。減免を受けることができるのは身体障害者等1人につき1台です。普通自動車税で減免を受けた方や、タクシー券の助成を受けている方は減免を受けることはできません。

## 《申請手続きに必要な物》

### 1. 車検証

2. 障害者等手帳

3. 運転者の運転免許証

4. マイナンバーカード又は通知カード等

5. 軽自動車税（種別割）減免申請書

6. 家族運転の場合は、軽自動車運行計画書兼誓約書

## 公益法人減免

公益のための直接専用する軽自動車のうち必要と認めるものに対し、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。

## 《申請手続きに必要なもの》

### 1. 車検証

2. 団体又は法人等の規約又は定款等

3. 社印

4. 軽自動車税（種別割）減免申請書

## 災害減免

天災その他これに類する災害により被災した場合、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。※交通事故は該当しません。

## 《申請手続きに必要なもの》

### 1. 車検証

2. 申請事由が事実であることを証明する書類（罹災証明書等）

3. 軽自動車税（種別割）減免申請書

**構造減免** 構造上身体障害者等の利用のために専ら供するためのものと認められる軽自動車、及び**生活保護減免** 福祉事務所長が発行する軽自動車等の使用承認を受けている軽自動車等は減免の対象となります。詳しくは役場までお問い合わせください。

**減免の決定について**

減免の承認通知書及び納税証明書（車検用）は6月中旬頃、納税義務者の方宛てに通知します。通知が届きましたら、障害者等減免の方で初年度申請した方のみ、障害者等手帳に減免申請済み印を押印しますので、障害者等手帳をご持参の上、役場までお越しください。

## 前年度から継続して申請する場合（継続減免）

※災害減免は除く

前年度に減免が承認された方は、5月上旬に「軽自動車税（種別割）減免申請書（継続）」をご自宅へ郵送いたします。内容に変更や相違がなければ、必要事項を記入し、郵送または役場まで提出してください。

お問い合わせ 税務課 ☎275・8265

## 運転者・所有者・使用目的の関係

運転者	所有者	使用目的
障害者本人	障害者	目的は問わない
障害者と同居および生計を一にする者	障害者	身体障害者の 1. 通院 2. 通学 3. 通所 4. 生業等
	障害者と同居および生計を一にする者 (未成年者若しくは70歳以上の者に限る)	
障害者を常時介護する者	障害者	

生計を一にする方が運転する場合、減免申請する自動車を専ら身体障害者等の通学・通院・通所又は生業(通勤を含む)のために、週3日以上若しくは総使用日数(走行距離)の50%以上を使用していることが必要です。

## 軽自動車税(種別割)減免の対象となる身体障害者等の等級

障害区分	障害の級別	
	本人運転の場合	家族運転・常時介護者運転
視覚障害	1級～4級	左に同じ
聴覚障害	2級・3級	左に同じ
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—
上肢不自由	1級・2級	左に同じ
下肢不自由	1級～6級※	1級～3級
体幹機能障害	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級～3級	左に同じ
腎臓機能障害	1級～3級	左に同じ
呼吸器機能障害	1級～3級	左に同じ
膀胱・直腸機能障害	1級～3級	左に同じ
小腸機能障害	1級～3級	左に同じ
免疫機能障害	1級～3級	左に同じ
肝臓機能障害	1級～3級	左に同じ
療育手帳所持者(紺)	—	A
精神障害者保健福祉手帳所持者(緑)	—	1級(自立支援医療受給者証の交付を受けている人に限る)

毎年4月1日時点での適用範囲の方が減免対象となります。

※身体障害者手帳下肢不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とし、本人運転に限り減免の対象となります。

## 高齢者世帯への住宅用火災警報器設置の助成について

町では高齢者を火災から守り、安全・安心な生活を支援することを目的に、火災警報器購入費用の一部を助成しています。火災警報器は、すべての住宅に設置することが義務付けられておりますので、未設置のご家庭は設置をお願いします。

### 助成対象者

※次の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ① 自らが居住する家屋(持ち家)に火災警報器を設置しようとする、65歳以上の独居高齢者または高齢者のみで構成される世帯に属する者
- ② 平成18年6月以前に建築された家屋に居住する者
- ③ 町税等に未納がない者

### 助成額

火災警報器1個につき5000円を限度とする(上限2個まで)

※1世帯につき、1回限り。

すでに助成を受けている世帯は対象なりません。

### 申請方法

申請書及び領収書原本(店名及び品名が記載されたもの)を福祉介護課へ提出ください。

※申請書は、福祉介護課窓口にて用意しております。

お問い合わせ 福祉介護課 長寿社会係 ☎275・8784